



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ル イ チ 産 商
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 藤 沢 政 俊
社 長 執 行 役 員
(コード番号 8228 名証第二部)
問合せ先 取 締 役 執 行 役 員 渡 辺 文 明
企画・管理部門統括
TEL 026-285-4101 (代表)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たな機関設計として創設された「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 66 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社へ移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の透明性と効率性を高めることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 21 日開催予定の当社第 66 期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

②「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、会社法第 427 条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所定の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 6 月 21 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 6 月 21 日

3. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

(別紙)

(下線部が変更箇所であります)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第2章 株 式 (株式名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2. 株式名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. (条文省略) (株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会<u>において定める株式取扱規則</u>による。 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第1章 総 則 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第2章 株 式 (株式名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2. 株式名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会<u>の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> 3. (現行どおり) (株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会<u>の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u>による。 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新 設) (新 設) (取締役会の招集) 第24条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 4. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について決議に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新 設) (取締役会規程) 第28条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する前までとする。</u> (取締役会の招集) 第24条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 4. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について決議に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (業務執行の決定の取締役への委任) 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u> (取締役会規程) 第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員で</u>

現行定款	変更案
<u>(社外取締役との間の責任限定契約)</u> 第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</u> <u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u> 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 <u>(監査役の選任)</u> 第32条 監査役は、株主総会においてこれを<u>選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役の任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。</u> <u>(常勤の監査役)</u> 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 <u>(監査役会の招集)</u> 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u>	<u>ある取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> <u>(取締役の責任免除)</u> 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現行定款	変更案
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	(削 除)
<u>(監査役会規程)</u> <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>(社外監査役との間の責任限定契約)</u> <u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</u>	(削 除)
(新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
第6章 会計監査人 (会計監査人の選任および任期) 第40条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第42条～第45条 (条文省略) (新 設)	第6章 会計監査人 (会計監査人の選任および任期) 第35条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第37条～第40条 (現行どおり) (附 則) (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第66期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u>